

三田市新三田駅前駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 自動車利用者の利便及び道路交通の円滑化を図るため、<u>道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第 7 号)第 18 条第 1 項</u>の規定により駐車料金(以下「料金」という。)を徴収することができる施設として三田市新三田駅前駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 自動車利用者の利便及び道路交通の円滑化を図るため、<u>道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 24 条の 2 第 1 項</u>の規定により駐車料金(以下「料金」という。)を徴収することができる施設として三田市新三田駅前駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>